

令和3年度補正予算高度無線環境整備推進事業公募要領
(間接補助事業者向け)

1 公募期間

令和4年1月17日(月)～2月4日(金) 12:00【必着】

2 申請方法

間接補助事業の執行については、補正予算においても引き続き、令和3年度当初予算の執行団体である一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会(CIAJ)にて対応させていただきますので、同協会HP

(<https://www.ciaj.or.jp/broadband0302/>)をご確認ください。

3 採択スケジュール

提出された書類の審査等を行い、令和3年度中に内示及び交付決定を行います。

4 令和3年度補正予算の概要

(1) 令和3年度補正予算の執行に当たっては、令和3年度当初予算の執行における地域条件(※)に加え、補助事業を実施しようとする地域を有する市町村における財政力指数の最新の公表値が0.8以下の場合又は人口密度500人/km²以下の町字において整備を行う場合も補助対象となります。

※ 過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村又は豪雪地帯(以下「条件不利地域」という。)

(2) 高度化整備を行う場合であって以下の要件1～3をすべて満たすものについては、離島地域における事業の場合は補助率を2/3、それ以外の地域の場合は1/2とします。(要件を満たさない場合は離島地域1/2、それ以外の地域1/3。)

【要件1】「設置から10年が経過した設備の更新を行うもの」又は「設備の冗長化を図るもの」であること。

【要件2】申請の時点で、高度化整備を行おうとする地域における公設光ファイバによるインターネットサービスの提供事業者が1者であること。

【要件3】条件不利地域含む地域における事業であること。

なお、「公設光ファイバによるインターネットサービスの提供事業者が1者ではない」地域と一体で整備（申請）を行う場合、当該地域の補助率は1/2又は1/3となることにご留意願います。

5 留意事項

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関係

本事業の実施主体が電気通信事業者であり、都道府県又は市町村が任意で補助を行う際の目安は、当該事業に係る国庫補助額の同額（離島においては国庫補助額の1/2）となります。

当該目安の範囲で実際に都道府県又は市町村が補助した額については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額の算定対象となります。

(2) 案件採択関係

公募申請された案件については、外部有識者の意見を聴取しつつ、全体の申請件数、予算額等を勘案し採択案件を決定します。

なお、応募多数により令和3年度補正予算の額ではすべての案件に対応できない場合には、事業内容に基づき優先順位付けを行った上で、補助金額の調整や令和3年度当初予算又は令和4年度当初予算での執行をお願いする場合がありますので、あらかじめご承知おき願います。

※ 優先順位付けにおいて考慮するポイントの例

- ・光ファイバ未整備地域の解消の度合い（整備対象世帯数の規模）
- ・整備対象エリアにおける光ファイバ未整備学校の有無

(3) 経過期間の計算関係

4(2)において、申請時点で「設置から10年が経過した設備の更新を行うもの」を要件に掲げていますが、経過期間の起算日は以下のとおりとします。

①単独事業で整備した場合

運用（サービス提供）を開始した日

②国等の補助事業で整備した場合

補助金等の額が確定した日（ただし、前年度会計分として翌年度に額の確定が通知されたものについては、通知のあった年度の4月1日から起算す

る。)

(4) 譲渡手続き関係

自治体設備の民間事業者への譲渡については、「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン」

(https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000397.html)
の記載内容も確認の上ご検討願います。